

放射性セシウムを含む堆肥・土壌改良材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（農林水産省通知）

社団法人 日本植木協会

この度、農林水産省消費・安全局長、林野庁長官等の連名で、放射性セシウムの暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通が行われないよう、会員に対して周知徹底することについて要請がありました。

東京電力福島原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で収集された動植物性堆肥原料（家畜排せつ物、わら、樹皮、落ち葉、雑草、残さ等）が放射性セシウムに汚染され、これらを原料として生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があることから、これらの堆肥を農地土壌に施用すれば、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超過する可能性が増大することになります。

そこで、農林水産省では、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から、肥料・土壌改良資材・培土及び飼料についての放射性セシウムの暫定許容値を定め、放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するになりました。

つきましては、会員の皆様には、この放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するため、下記の事項について御留意いただくようお願いいたします。

記

- (1) 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと。
- (2) 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること。
- (3) 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること。
- (4) 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること。
- (5) 自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること。

今回設定された肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される放射性セシウムの最大値(暫定許容値)は、**400 ベクレル/kg**（製品重量）となっています。

ただし、農地で生産された農産物の全部又は一部をその農地に還元施用する場合は、農地土壌の汚染を拡大することはないので、この暫定許容値にかかわらず、農産物又はそれを原料とする堆肥を施用することが出来ることになっています。